

DC ETCカード「ハイカ・前払」残高管理サービス利用特約

第1条(本特約の趣旨)

DC ETCカード会員規約に定めるETC会員またはETCカード利用者(以下「ETC会員等」といいます。)が、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社および阪神高速道路株式会社(以下「高速道路運営会社」といいます。)のシステム運営する有料道路料金に対する「ハイカ・前払」残高管理サービスの適用を受ける場合、本特約および高速道路運営会社の定める「ハイカ・前払」残高管理サービスに関する利用約款(以下「残高管理サービス利用約款」といいます。)を承認の上、高速道路運営会社への登録および支払承認を得てETCカードを利用するものとします。

第2条(利用明細書の発行費用の支払)

ETC会員等は、DC ETCカード会員規約に定めるETCカードの利用方法に追加して、残高管理サービス利用約款に定める利用明細書の発行費用を支払うことができます。

第3条(前払い残高およびハイウェイカードからの付替え残高の払戻し)

- ETC会員等は、当社または三菱UFJニコスが高速道路運営会社に対し、ETC会員の当社または三菱UFJニコスに対する債務について不払いとなった旨の申し出を行うこと、その結果、残高管理サービス利用約款によりユーザー登録が失効すること、および、これにより前払い残高(ハイウェイカードからの付替え残高を含みます。)に基づき所定の方法で算出された払戻し金額が、高速道路運営会社から当社または三菱UFJニコスに対し交付されることに異議がありません。また、この場合、両社がETC会員の当社または三菱UFJニコスに対する他の未決済代金に充当することを了承するものとします。
- ETC会員またはETCカード利用者が、DC ETCカード会員規約の定めによりETCカードの利用・貸与の停止、返却などの措置を受けた場合または退会した場合、ETC会員等に未払い債務がない限り、前払い残高の払戻しについて両社は一切関与しないものとします。

第4条(「ハイカ・前払」残高管理サービス利用停止の申し出)

ETC会員等が、「ハイカ・前払」残高管理サービスの利用停止を希望するときは、自らの責任で高速道路運営会社に対して利用停止の申し出を行うものとします。この場合、利用停止を申し出た当該ETCカード申込時のユーザー登録において登録された他のETCカードも利用停止となるなどの不利益が生じたとしても、両社は一切の責任を負わないものとします。

第5条(高速道路運営会社に対する情報の提供)

「ハイカ・前払」残高管理サービスを利用するETC会員等は、当社または三菱UFJニコスがETC会員等に対する債権を回収する目的で、高速道路運営会社に対し、会員番号、会員氏名または名称、カード利用者氏名、生年月日、当社登録の住所または会社所在地および未払いの事実を通知する必要があることに予め同意するものとします。

第6条(本特約の変更)

本特約の変更について、両社のいずれかから変更内容を通知した後または新特約を送付した後にETCカードを利用したときは、ETC会員等が変更事項または新特約を承認したものとみなします。

第7条(DC ETCカード会員規約の適用)

本特約に定められていない事項については、DC ETCカード会員規約によるものとします。